

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間延長承認申請書等の提出について

1. 提出期限（科研費電子申請システム上の当会へのデータ送信期限）

令和8(2026)年3月1日（日）（必着）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された申請は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

2. 申請書の作成方法及び提出方法

（1）研究代表者が行う手続きについて

①補助事業期間を延長する理由を所属する研究機関の事務担当者と相談の上、「様式F－14〔記入例〕」、「様式F－14〔作成上の注意〕」及び、科研費電子申請システムホームページ「研究者の方向け情報」に掲載されている科研費電子申請システム研究者向け操作手引き（交付内定時・決定後用）を参照し、「補助事業期間延長承認申請書」を作成してください。

【科研費電子申請システム操作手引き（交付内定時・決定後用）】

[研究者向け操作手引き（学術研究助成基金助成金）](#)

[特別研究員向け操作手引き（学術研究助成基金助成金）](#)

②科研費電子申請システムより出力される「補助事業期間延長承認申請書」（電子データ）の内容を確認の上、科研費電子申請システムにおいて所属研究機関に電子データを送信してください。

（2）研究機関の科研費事務担当者が行う手続きについて

研究代表者から提出される「補助事業期間延長承認申請書（様式F－14）」（電子データ）の内容を確認の上、上記の期限までに科研費電子申請システムにより本会へ送信してください。

3. 留意事項

①助成金の取扱いについて

3月通知予定の補助事業期間延長の承認をもって助成金の残額を繰り越して翌年度に使用できますので、科学研究費補助金とは異なり、繰越承認申請や助成金の返還は不要です。

②実施状況報告書等の提出について

補助事業期間の延長が承認された研究課題は、令和 8 年(2026)年 5 月末日までに「実施状況報告書」を提出してください。また、「実績報告書」の提出期日は令和 9 (2027)年 5 月末、「研究成果報告書」の提出期日は令和 9 (2027)年 6 月末となります。

③重複制限の取扱いについて

最終年度に補助事業期間の延長を行う場合（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長（様式 F-13-2）及び特別研究員奨励費については傷病又は介護を理由とした特別研究員の採用の中断に伴う補助事業期間延長（※）（様式 F-13-6）により手続きを行う場合を除く。）には、補助事業期間を延長した研究課題と、令和 8 (2026)年度公募に新たに応募している研究課題の間において重複制限は適用されません。

※介護を理由とした特別研究員の採用の中断に伴う延長は、日本学術振興会による研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業に基づき受入研究機関に雇用されている PD、RPD、CPD に限ります。

④特別研究員奨励費の補助事業期間延長について

特別研究員奨励費については、延長する年度（令和 8 (2026)年度）においても特別研究員又は外国人特別研究員の身分を有し、当該身分を有しなくなるまでに研究を完了できる場合に限り、補助事業期間の延長を申請することが可能です。